

## 【表紙】

|               |                                                                                                                                                                                       |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】        | 臨時報告書                                                                                                                                                                                 |
| 【提出先】         | 関東財務局長                                                                                                                                                                                |
| 【提出日】         | 2025年8月21日                                                                                                                                                                            |
| 【会社名】         | バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション<br>(Bank of America Corporation)                                                                                                                                 |
| 【代表者の役職氏名】    | アソシエイト・ジェネラル・カウンセル<br>ヴィンセント・リヒテンベルガー<br>(Vincent Lichtenberger, Associate General Counsel)                                                                                           |
| 【本店の所在の場所】    | アメリカ合衆国 28255<br>ノース・カロライナ州 シャーロット<br>バンク・オブ・アメリカ・コーポレート・センター、<br>Nトライオン・ストリート100<br>(Bank of America Corporate Center, 100 N. Tryon<br>Street, Charlotte, North Carolina, 28255 USA) |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 弁護士 田中 収 / 吉井 一浩                                                                                                                                                                      |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業                                                                                                                         |
| 【電話番号】        | (03)6775-1000                                                                                                                                                                         |
| 【事務連絡者氏名】     | 弁護士 井上 貴美子 / 清水 翼 / 大宮 葵陽<br>/ 齋藤 慎哉                                                                                                                                                  |
| 【連絡場所】        | 東京都千代田区大手町一丁目1番1号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業                                                                                                                         |
| 【電話番号】        | (03)6775-1000                                                                                                                                                                         |
| 【縦覧に供する場所】    | 該当なし                                                                                                                                                                                  |

## (注)

- (1) 本書中「当社」とあるのは、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションを指すものとする。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=146.48円の換算率(2025年7月23日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場の仲値)により換算されている。

## 1 【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき  
預託株式の発行を報告するため、本臨時報告書を提出いたします。

## 2 【報告内容】

### 1 預託株式

#### (1) 有価証券の種類及び銘柄：

1株当たり6.250%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズUU(以下「シリーズUU優先株式」という。)1/25株の権利を表章する記名式預託株式

#### (2)

##### ( ) 預託株式発行数：

2,500,000株

##### ( ) 発行価格及び資本組入額：

発行価格：預託株式1株当たり1,000ドル(146,480円)

資本組入額：シリーズUU優先株式1株当たり0.01ドル(1円)

##### ( ) 発行価額の総額及び資本組入額の総額：

発行価額の総額：2,500,000,000ドル(366,200,000,000円)

資本組入額の総額：1,000ドル(146,480円)

##### ( ) 株式の内容：

#### 募集有価証券

シリーズUU優先株式の1株当たりの残余財産優先分配額は25,000ドルであり、預託株式1株当たり1,000ドルに相当する。預託株式1株は、シリーズUU優先株式1株の1/25の権利を表章する。預託株式1株は、保有者に対して当該預託株式が表章するシリーズUU優先株式の比例的な端数持分に対する権利(配当請求権、議決権、償還に係る権利及び残余財産分配請求権を含む。)を付与する。

当社は、シリーズUU優先株式を表章する預託株式を、既存の預託株式の保有者に対する通知又は同意なくして随時追加で発行することを選択することがある。これらの追加の預託株式は、シリーズUU優先株式を表章する預託株式と単一のシリーズを構成するものとみなされる。

#### 配当

配当率及び配当支払日 当社は、当社取締役会又は適式に授權された取締役会委員会が宣言した場合にのみその内容にて、かつ、配当支払いのために当社が有する法的に利用可能な資金の範囲において、シリーズUU優先株式に係る現金配当を支払う。当該配当は、各四半期配当期間(以下に定義する。)につき(1)当初発行日(以下に定義する。)(同日を含む。))から第1リセット日(以下に定義する。)(同日を含まない。))までの期間中は年率(固定)6.250%(シリーズUU優先株式の条項に従い算出すると、年間で、預託株式1株当たり62.50ドル相当)、(2)第1リセット日(同日を含む。))以降各リセット期間(以下に定義する。))中は、直近のリセット配当金額決定日(以下に定義する。))現在の5年物米国債金利(以下に定義する。)(又はその時点の現行ベンチマーク(以下に定義する。))に年率2.351%のスプレッドを加えた利率(以下「配当率」という。))で発生し、後払いで支払う。

シリーズUU優先株式に係る現金配当は、当社取締役会又は適式に授權された取締役会委員会が宣言した場合その内容にて、配当支払いにあたり法的に利用可能な資金の範囲において、各配当支払

日(以下に定義する。)に四半期ごとに後払いで支払われる。配当金が支払われるべき日が営業日(以下に定義する。)ではない場合、当該配当金は翌営業日に支払われ、かかる遅延に関して追加の配当は発生せず、その他支払いの調整も行われないものとし(ただし、当該翌営業日が翌暦年にあたる場合は、当該配当金は前営業日に支払われるものとする。)、いずれの場合にも、関連する配当期間の調整は行われないものとする。

**非累積型配当金** シリーズUU優先株式の配当金は、非累積型とする。したがって、当社取締役会又は適式に授權された取締役会委員会が、何らかの理由により関連する配当支払日より前の配当期間についてシリーズUU優先株式の配当を宣言しなかった場合、当該配当金は累積せず、発生が停止し、当社取締役会又は適式に授權された取締役会委員会がシリーズUU優先株式若しくは当社のその他の優先株式シリーズ又は普通株式の将来の配当期間について配当を宣言したかどうかにかかわらず、当社は該当する配当支払日又は将来の時点において、当該配当期間について、配当を支払う義務を負わない。

**当社の配当支払能力に対する一定の制限** 適用ある法令及び規則により、シリーズUU優先株式を含む当社の持分証券に係る当社の配当支払能力が制限される場合がある。さらに、シリーズUU優先株式を含む当社の持分証券に係る当社の配当支払能力は、当社の子会社からの資金の受領に依拠している。当社の子会社から当社へ資金を移動する能力は、適用ある法令及び規則並びに当社の破綻処理計画に従って行った措置により制限される場合がある。

**配当の優先順位** 発行済シリーズUU優先株式が残存する限り、直前の配当期間におけるすべての発行済シリーズUU優先株式の配当金が全額支払われるか、宣言された上で当該配当の支払金額総額の積立てがなされない限り、(1)下位株式(以下に定義する。)の株式についてのみ支払われる配当以外のいかなる配当も、下位株式に対して宣言、支払い、支払いのための積立てが行われることはなく、またいかなる分配も宣言、支払い、支払いのための積立てが行われることはなく、(2)いかなる下位株式も、当社によって直接間接を問わず(下位株式のその他の下位株式への再分類の結果による場合、下位株式1株と別の下位株式1株を交換又は転換した場合、その他下位株式のほぼ同時に行われる売却からの手取金を使用して行われた場合を除く。)、対価のために買戻し、償還、その他取得されることはなく、当該有価証券の当社による償還のための減債基金に対していかなる金員も支払われる又は使用可能となることもなく、(3)いかなる同順位株式(以下に定義する。)も、当社によって対価のために買戻し、償還、その他取得されることはない。ただし、配当期間中に下位株式の株式に転換又は交換される場合を除いたシリーズUU優先株式及び当該同順位株式のすべて又は比例分を買取るための持分に応じた提示に基づく場合を除く。前述の制限は、当社又は当社子会社の従業員若しくは取締役報奨制度若しくは給付制度又は契約(当社のあらゆる雇用、退職又はコンサルティング契約を含む。)に基づく当社の下位株式の買取り又は取得には適用されない。

以下に記載するものを除き、発行済シリーズUU優先株式が残存する限り、直前の配当期間におけるすべての発行済シリーズUU優先株式の配当金が全額支払われるか、支払金額総額の積立てがなされない限り、いかなる同順位株式に係る配当についても宣言、支払い、支払いのための積立てが行われることはない。当社がシリーズUU優先株式及び同順位株式の配当について宣言したものの、宣言した金額の全額を支払うことができない場合に限り、当社は、配当支払いをシリーズUU優先株式の保有者及び同順位株式の保有者の間で比例配分するものとする。部分配当支払いの比例配分の計算の目的において、当社は、シリーズUU優先株式に支払われるべき配当金額と同順位株式に支払われるべき当期、かつ未払いの配当金額の合計額の比率に基づき配当支払いを割り当てる。

前述のみに従い、当社取締役会又は当社取締役会により適式に授權された取締役会委員会が決定する配当(現金、株式その他による支払い)は、下位株式について随時宣言し、法的に利用可能な資産から支払うことができ、シリーズUU優先株式の保有者は、当該配当に参加する権利を有しない。

「ベンチマーク」とは、当初は5年物米国債金利を意味する。ただし、5年物米国債金利又はその時点の現行ベンチマークに関して、金利代替事由(以下に定義する。)が発生した場合、「ベンチマーク」とは、適用される代替金利(以下に定義する。)を意味する。

「営業日」とは、ニューヨーク州ニューヨーク市又はノース・カロライナ州シャーロット市における平日であり、かかる都市の銀行機関が法律、規制又は政令により閉鎖することを許可又は義務付けられていない日を意味する。

「配当支払日」とは、2025年10月26日を初回日とする、毎年1月26日、4月26日、7月26日及び10月26日をいう。

「配当期間」とは、予定配当支払日(同日を含む。)から翌予定配当支払日(同日を含まない。)までの各四半期をいう。ただし、初回の配当期間は、預託株式及びシリーズUU優先株式の当初発行日(同日を含む。)から最初の予定配当支払日(同日を含まない。)までとする。配当支払日が営業日でない場合、配当期間の調整は行われない。

「第1リセット日」とは、2030年7月26日をいう。第1リセット日が営業日でない場合、第1リセット日の調整は行われない。

「5年物米国債金利」とは、以下の方法で決定される金利を意味する。

(1)適用あるリセット配当金額決定日の午後5時(ニューヨーク市時間)の時点で公表されている最新のH.15デイリー・アップデート(以下に定義する。)に掲載されている、適用あるリセット配当金額決定日の直前の5営業日間(リセット配当金額決定日に掲載されているものが5営業日分に満たない場合、掲載されている営業日の日数分)の、活発に取引されている米国の名目国債/一定の満期に調整されたインフレ非連動国債(5年物)の理論利回りの平均値、又は

(2)活発に取引されている米国の名目国債/一定の満期に調整されたインフレ非連動国債(5年物)の理論利回りが公表されていない場合、「5年物米国債金利」は、適用あるリセット配当金額決定日の午後5時(ニューヨーク市時間)の時点で公表されている最新のH.15デイリー・アップデートに掲載されている、適用あるリセット配当金額決定日の直前の5営業日間(リセット配当金額決定日に掲載されているものが5営業日分に満たない場合、掲載されている営業日の日数分)の、活発に取引されている2つのシリーズの米国の名目国債/インフレ非連動国債、すなわち(A)1つは次のリセット配当金額決定日後のリセット日に可能な限り近いがそれより早期に満期を迎えるもので、(B)もう1つは次のリセット配当金額決定日後のリセット日に可能な限り近いがそれより後に満期を迎えるものについて、活発に取引されている米国の名目国債/一定の満期に調整されたインフレ非連動国債の理論利回りの平均値を補間して決定する。

いずれの場合も、5年物米国債金利は、必要に応じて、四捨五入してパーセントを千分の一の位までの概数とし、0.0005%は0.001%に切り上げられる。

上記にかかわらず、当社又は(当社と協議の上で)当社の被指定人が、その時点の現行ベンチマーク(シリーズUU優先株式の当初発行日時点では5年物米国債金利)を、該当するリセット配当金額決定日において、当該ベンチマークに適用される方法(シリーズUU優先株式の当初発行日時点では、上記(1)又は(2)記載の方法に従う。)で決定することができない旨の決定(当該決定を、以下「金利代替事由」という。)をした場合、当社又は(当社と協議の上で)当社の被指定人は、その時点の現行ベンチマークの後継として業界で認められている金利(かかる業界で認められている後継金利を、以下「代替金利」という。)が存在するかどうか決定することができる。当社又は(当社と協議の上で)当

社の被指定人が、かかる代替金利が存在すると判断した場合、当該リセット配当金額決定日の当該決定及びそれ以降のすべてのリセット配当金額決定日のすべての決定につき、シリーズUU優先株式に関してすべての目的(「配当率」の定義における目的を含む。)において、当該代替金利が5年物米国債金利(又はその時点の現行ベンチマーク)に代わるものとする。さらに、前の文に記載したとおり代替金利が使用される場合、当社又は(当社と協議の上で)当社の被指定人は、当社又は(当社と協議の上で)当社の被指定人が当該代替金利の決定及び導入を反映するために適切であると随時判断する、実質的に市場慣行に沿った方法(又は、当社、(当社と協議の上で)計算代理人若しくは当社の被指定人が、市場慣行のいかなる部分についても実施することが管理上実現できないと判断した場合、又は当社若しくは(当社と協議の上で)当社の被指定人が当該代替金利の使用に関する市場慣行が存在しないと判断した場合には、当社若しくは(当社と協議の上で)当社の被指定人が適切であると判断するその他の方法)により、(1)配当支払日、配当期間、リセット日、リセット期間、リセット配当金額決定日又は営業日の規定、(2)シリーズUU優先株式の支払われる配当の利率及び金額の決定方法、決定時期及び決定頻度並びにかかる決定に関する慣行、(3)配当金支払いの実施時期及び頻度、(4)端数処理規定、(5)ベンチマークの期間、並びに(6)シリーズUU優先株式のその他の条項又は規定(当該代替金利をその時点の現行ベンチマーク(シリーズUU優先株式の当初発行日時点では5年物米国債金利)と同等となるようにするために必要なスプレッド又は調整係数を含む。)の採用又は変更(当該変更を、以下「調整等」という。)を行うことができる。当社又は(当社と協議の上で)当社の被指定人が当該代替金利は存在しないと判断した場合、適用あるリセット期間に適用される配当率は、(a)初回のリセット期間については6.250%、(b)初回のリセット期間以外のリセット期間については、直前のリセット期間に適用されていた配当率とする。

「H.15デیلیー・アップデート」とは、ウェブページ([www.federalreserve.gov/releases/h15/](http://www.federalreserve.gov/releases/h15/))又は後継のウェブサイト若しくは刊行物において入手可能である、連邦準備制度理事会の主要金利(日足)-H.15の公表を意味する。

「下位株式」とは、当社普通株式及び、配当金支払い又は当社の清算、解散若しくは事業閉鎖に際する資産の分配に関して、シリーズUU優先株式に劣後する当社の株式のその他の種類又はシリーズを意味する。

「当初発行日」とは、2025年7月24日をいう。

「同順位株式」とは、配当金支払い及び当社の清算、解散又は事業閉鎖に際する資産の分配に関して、シリーズUU優先株式と同順位である当社株式のその他の種類又はシリーズを意味する。同順位株式は、当社の7%累積償還優先株式、シリーズB(以下「シリーズB優先株式」という。)、非累積型変動配当優先株式、シリーズE(以下「シリーズE優先株式」という。)、非累積型変動配当優先株式、シリーズF(以下「シリーズF優先株式」という。)、非累積配当率調整型優先株式、シリーズG(以下「シリーズG優先株式」という。)、7.25%非累積型永久転換優先株式、シリーズL(以下「シリーズL優先株式」という。)、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズDD(以下「シリーズDD優先株式」という。)、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズFF(以下「シリーズFF優先株式」という。)、6.000%非累積型優先株式、シリーズGG(以下「シリーズGG優先株式」という。)、5.875%非累積型優先株式、シリーズHH(以下「シリーズHH優先株式」という。)、5.375%非累積型優先株式、シリーズKK(以下「シリーズKK優先株式」という。)、5.000%非累積型優先株式、シリーズLL(以下「シリーズLL優先株式」という。)、4.375%非累積型優先株式、シリーズNN(以下「シリーズNN優先株式」という。)、4.125%非累積型優先株式、シリーズPP(以下「シリーズPP優先株式」という。)、4.250%非累積型優先株式、シリーズQQ(以下「シリーズQQ優先株式」という。)、4.375%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズRR(以下「シリーズRR優先株

式」という。)、4.750%非累積型優先株式、シリーズSS(以下「シリーズSS優先株式」という。)、6.125%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズTT(以下「シリーズTT優先株式」という。)、6.625%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズ00(以下「シリーズ00優先株式」という。)、非累積型変動配当優先株式、シリーズ1(以下「シリーズ1優先株式」という。)、非累積型変動配当優先株式、シリーズ2(以下「シリーズ2優先株式」という。)、非累積型変動配当優先株式、シリーズ4(以下「シリーズ4優先株式」という。)、非累積型変動配当優先株式、シリーズ5(以下「シリーズ5優先株式」という。)並びに配当金支払い及び当社の清算、解散又は事業閉鎖に際する資産の分配に関して、シリーズUU優先株式と同順位となる今後承認される当社のその他の種類株式又はシリーズ株式を含む。

「リセット日」とは、第1リセット日及び前リセット日の5年後に当たる各日をいう。予定リセット日が営業日でない場合、リセット日の調整は行われない。

「リセット配当金額決定日」とは、各リセット期間について、当該リセット期間初日の3営業日前に当たる日をいう。

「リセット期間」とは、リセット日(同日を含む。)から翌リセット日(同日を含まない。)までの各期間をいう。

#### 任意償還

シリーズUU優先株式は、永久型であり、満期日を有しない。当社は、法的に利用可能な資金により、シリーズUU優先株式のすべて又は一部を、第1リセット日以降のいずれかの配当支払日において、1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドル相当)の償還価格に、その時点の配当期間(償還日を除く。)に発生した未払いの配当金があれば当該配当額を加えた額(未宣言の配当額は累積しない。)にて償還することができる。さらに、資本対応事由(以下に定義する。)発生後90日以内に、当社はシリーズUU優先株式の保有者に対して当該シリーズUU優先株式を償還する旨の通知を送付し、その後償還のために法的に利用可能な資金から、1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドル相当)の償還価格に、その時点の配当期間(償還日を除く。)に発生した未払いの配当金があれば当該配当額を加えた額(未宣言の配当額は累積しない。)にてシリーズUU優先株式の一部ではなくすべてを償還することがある。シリーズUU優先株式の償還は、連邦準備制度理事会又はその他の適切な連邦銀行規制当局から取得することが必要な事前承認の受領を条件とする。シリーズUU優先株式の償還により、関連する預託株式も償還される。シリーズUU優先株式及び関連する預託株式の保有者は、いずれも償還請求権を有しない。

「資本対応事由」とは、シリーズUU優先株式が残存する間において(1)シリーズUU優先株式の当初発行後成立し、又は有効となる米国又は米国の、若しくは米国における下部行政主体の法令の改正、明確化又は変更、(2)シリーズUU優先株式の当初発行後発表又は有効となるこれらの法令に係る改正案、又は(3)シリーズUU優先株式の当初発行後発表又は有効となるこれらの法令を解釈し、又は適用する正式な行政上の決定若しくは裁判所の決定又は行政上の措置若しくはその他の正式な表明のいずれかによる結果、当社がシリーズUU優先株式のその時点における発行済株式すべての残余財産優先分配額全額に相当する金額を、連邦準備制度理事会又はその他の適切な連邦銀行規制当局のその時点において効力があり、適用される自己資本比率規制に係るガイドライン又は規則の目的において追加的なTier 1資本(又はこれと同等の資本)として取り扱うことが認められなくなるリスクがわずかでも存在する旨の当社による誠実な判断をいう。

## 清算権

当社の任意的又は強制的な清算、解散又は事業閉鎖に際して、シリーズUU優先株式の保有者は、普通株式又はシリーズUU優先株式の下位株式の保有者のために当社の資産分配が行われる前に、当該資産分配について株主に対する分配に利用可能な資産から1株当たり25,000ドル(預託株式1株当たり1,000ドル相当)の残余財産優先分配額に、その時点の配当期間に係る宣言済かつ未払いの配当金があれば当該配当額を加えた額(未宣言の配当額は累積しない。)を受領する権利を有する。分配は、債務の支払い及び債権者に対するその他すべての債務を充足した後に残存する資産の範囲内のみにおいて、シリーズUU優先株式よりも上位株式の保有者の権利の制限の下、シリーズUU優先株式と当該分配について同順位のその他の株式に比例して行われる。

## 議決権

シリーズUU優先株式の保有者及び預託株式の保有者のいずれも、一部の議決権における一定の遅延配当金の場合及びデラウェア州法に要求される事項を除き、議決権を有しない。また、当社は、シリーズUU優先株式が残存する限り、単一の種類株式として一緒に投票するシリーズUU優先株式及び議決権同順位株式(以下に定義する。)の議決権の66 2/3%以上の保有者による賛成票又は同意票なしに、配当又は清算、解散若しくは事業閉鎖に際する資産の分配に関して、シリーズUU優先株式に優先する株式を授権、設定若しくは発行又は授権株式をかかえる株式に再分類又はかかえる株式に転換可能な若しくはかかえる株式を購入する権利を表章する債務若しくは有価証券を発行しない。シリーズUU優先株式が残存する限り、当社は、シリーズUU優先株式の議決権の66 2/3%以上の保有者による賛成票なしに、シリーズUU優先株式に関する指定証明書又は当社の全面改訂基本定款の条項について合併、統合その他によるものを含み、シリーズUU優先株式の権利、優先権又は特権に悪影響を及ぼすような修正、変更又は廃止をしない。

前述にかかわらず、以下のいずれもシリーズUU優先株式の権利、優先権又は特権に悪影響を及ぼすとはみなされない。

- ・配当又は清算、解散若しくは事業閉鎖に際する資産の分配に関して、いずれの場合もシリーズUU優先株式と同順位若しくはこれに劣後する授権済普通株式若しくは授権済優先株式の増加又はあらゆるシリーズの優先株式数の増加若しくは減少又はその他の種類若しくはシリーズの株式の授権、設定及び発行
- ・シリーズUU優先株式が引続き残存する他の組織との又は他の組織への当社の合併若しくは統合
- ・シリーズUU優先株式が存続会社又は直接的若しくは間接的に当該存続会社を支配する組織の優先証券(当該新規優先証券は、シリーズUU優先株式と実質的に同等以上の権利、優先権及び特権を有する。)に転換又は交換される他の組織と又は他の組織への当社の合併又は統合

「議決権同順位株式」とは、シリーズUU優先株式と配当の支払いについて同順位であり、かつ同等の議決権が付与され、行使可能である当社のその他のシリーズの優先株式をいう。

## 順位

シリーズUU優先株式は、配当金支払い及び当社の清算、解散又は事業閉鎖に際する資産の分配に関して、当社の同順位株式と同順位にあり、当社の普通株式に優先する。シリーズUU優先株式は、配当金支払い及び当社の清算、解散又は事業閉鎖に際する資産の分配に関して、当社の既存の及び将来の債務に劣後する。

## 先買権及び転換権

シリーズUU優先株式の保有者及び預託株式の保有者のいずれも、先買権又は転換権を有しない。

## 種類株式における議決権の内容の差異

普通株式及びシリーズB優先株式には、1株当たり1個の議決権が付与されている。シリーズE優先株式、シリーズF優先株式、シリーズG優先株式、シリーズL優先株式、6%非累積型永久優先株式、シリーズT(以下「シリーズT優先株式」という。)、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズU(以下「シリーズU優先株式」という。)、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズX(以下「シリーズX優先株式」という。)、6.500%非累積型優先株式、シリーズY(以下「シリーズY優先株式」という。)、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズZ(以下「シリーズZ優先株式」という。)、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズAA(以下「シリーズAA優先株式」という。)、6.200%非累積型優先株式、シリーズCC(以下「シリーズCC優先株式」という。)、シリーズDD優先株式、6.000%非累積型優先株式、シリーズEE(以下「シリーズEE優先株式」という。)、シリーズFF優先株式、シリーズGG優先株式、シリーズHH優先株式、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズJJ(以下「シリーズJJ優先株式」という。)、シリーズKK優先株式、シリーズLL優先株式、非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズMM(以下「シリーズMM優先株式」という。)、シリーズNN優先株式、シリーズPP優先株式、シリーズQQ優先株式、シリーズRR優先株式、シリーズSS優先株式、シリーズTT優先株式、シリーズOO優先株式及びシリーズUU優先株式には議決権は通常付与されていない。シリーズ1優先株式、シリーズ2優先株式、シリーズ4優先株式及びシリーズ5優先株式には1株当たり150個の議決権が付与されている。提出日現在、シリーズT優先株式、シリーズU優先株式、シリーズX優先株式、シリーズY優先株式、シリーズZ優先株式、シリーズAA優先株式、シリーズCC優先株式、シリーズEE優先株式、シリーズJJ優先株式及びシリーズMM優先株式は発行されていない。

## 議決権の差異の理由

優先株式の条件は、その発行時において交渉されており、また当該時点における市場の需要及び特別の権利を付与するか否かに関する当社の希望によって決定される。当社のメリルリンチ・アンド・カンパニー・インク(以下「メリルリンチ」という。)との合併に関連し、また当該合併の条件に従って、当社は、対応するメリルリンチの優先株式と実質的に同等の条件によるシリーズ1ないしシリーズ8優先株式を発行した。ただし、追加的な議決権についてはこの限りではなく、当該議決権はメリルリンチとの合併の一部として交渉されたものである。

- (3) 発行方法：  
募集

- (4) 引受人の名称：  
BofA Securities, Inc.

ABN AMRO Capital Markets (USA) LLC  
ANZ Securities, Inc.  
Apto Partners, LLC  
Bankinter SA  
BMO Capital Markets Corp.  
BNY Mellon Capital Markets, LLC  
Cabrera Capital Markets LLC  
Capital One Securities, Inc.  
CIBC World Markets Corp.  
Commonwealth Bank of Australia  
Danske Markets Inc.  
Erste Group Bank AG  
Fifth Third Securities Inc.  
HSBC Securities (USA) Inc.  
Huntington Securities, Inc.  
MFR Securities, Inc.  
Mizuho Securities USA LLC  
Multi-Bank Securities, Inc.  
Natixis Securities Americas LLC  
Nomura Securities International, Inc.  
Regions Securities LLC  
Roberts & Ryan, Inc.  
Santander US Capital Markets LLC  
Scotia Capital (USA) Inc.  
SMBC Nikko Securities America, Inc.  
Standard Chartered Bank  
Synovus Securities, Inc.  
TD Securities (USA) LLC  
Truist Securities, Inc.  
UniCredit Capital Markets LLC  
Westpac Capital Markets LLC

(5) 募集を行う地域：

米国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期：

手取金の総額：

2,475,000,000ドル(362,538,000,000円)

手取金の使途：

当社はシリーズUU優先株式の権利を表章する預託株式の売却手取金の純額を一般事業目的(発行済優先株式の買戻し又は償還を含むがこれらに限定されない。)のために使用する予定である。

(7) 新規発行年月日：

2025年7月24日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称：

該当なし

- (9) 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容：  
上記(2)( )を参照のこと。

摘要：

預託機関、名義書換代理人及び登録機関

コンピューターシェア・トラスト・カンパニー・エヌエイが、シリーズUU優先株式の預託機関、名義書換代理人及び登録機関並びに預託株式の名義書換代理人及び登録機関として行為する。

計算代理人

各リセット期間に適用される配当率を計算する目的において、当社は、バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon・トラスト・カンパニー・エヌエイが計算代理人として行動することに合意する。当社はシリーズUU優先株式の当初発行日以降随時、預託株式の所有者の同意なしに、またそれらに通知することなく、計算代理人を解任し及び／又は異なる計算代理人(当社の関連会社である場合もある。)を任命することができるほか、当社自身がシリーズUU優先株式に関する計算代理人として行動することを選択することができる。明らかな誤りがない限り、計算代理人に係るすべての決定は最終的なものであり、預託株式の所有者及び当社を拘束するものとする。

## 2 提出会社の資本金の額及び発行済株式総数(2025年8月8日現在)

## (1) 資本金の額

優先株式：39,912ドル(5,846,310円)

普通株式：73,890,124ドル(10,823,425,364円)

## (2) 発行済株式総数

| 記名・無記名の別及び額面・無額面の別 | 種類   | 発行数(株)                             |           |
|--------------------|------|------------------------------------|-----------|
| 記名式、<br>額面0.01ドル   | 普通株式 | 7,389,012,378                      |           |
| 記名式、<br>額面0.01ドル   | 優先株式 | 7%累積償還優先株式、シリーズB                   | 7,065     |
|                    |      | 非累積型変動配当優先株式、シリーズE                 | 12,317    |
|                    |      | 非累積型変動配当優先株式、シリーズF                 | 1,409     |
|                    |      | 非累積配当率調整型優先株式、シリーズG                | 4,925     |
|                    |      | 7.25%非累積型永久転換優先株式、シリーズL            | 3,080,182 |
|                    |      | 非累積型変動配当優先株式、シリーズ1                 | 3,185     |
|                    |      | 非累積型変動配当優先株式、シリーズ2                 | 9,967     |
|                    |      | 非累積型変動配当優先株式、シリーズ4                 | 7,010     |
|                    |      | 非累積型変動配当優先株式、シリーズ5                 | 13,331    |
|                    |      | 非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズDD             | 40,000    |
|                    |      | 非累積型固定/変動配当優先株式、シリーズFF             | 90,833    |
|                    |      | 6.000%非累積型優先株式、シリーズGG              | 54,000    |
|                    |      | 5.875%非累積型優先株式、シリーズHH              | 34,049    |
|                    |      | 5.375%非累積型優先株式、シリーズKK              | 55,272    |
|                    |      | 5.000%非累積型優先株式、シリーズLL              | 52,045    |
|                    |      | 4.375%非累積型優先株式、シリーズNN              | 42,993    |
|                    |      | 4.125%非累積型優先株式、シリーズPP              | 36,500    |
|                    |      | 4.250%非累積型優先株式、シリーズQQ              | 51,879    |
|                    |      | 4.375%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズRR | 66,738    |
|                    |      | 4.750%非累積型優先株式、シリーズSS              | 27,463    |
|                    |      | 6.125%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズTT | 80,000    |
|                    |      | 6.625%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズ00 | 120,000   |
|                    |      | 6.250%非累積型固定配当(リセット条項付)優先株式、シリーズUU | 100,000   |
| 優先株式合計             |      | 3,991,163                          |           |
| 計                  |      | 7,393,003,541                      |           |

